

セーフティネット登録住宅「専用住宅」 区補助制度

1 国によるセーフティネット登録住宅の仕組み

「登録住宅」 高齢者等の入居を拒まない住宅として都道府県が定める基準（居室面積が一定規模以上、耐震性を有する、台所・浴室等の一定の設備を設置等）を満たしたものの。HP により公開。

「専用住宅」 「登録住宅」として入居を拒まないだけでなく、高齢者等の「専用住宅」とした住宅オーナーを対象に補助事業を実施。
【住宅確保要配慮者専用賃貸住宅補助金】

2 区による補助制度

(1) 「専用住宅」への家賃補助

「専用住宅」に低所得の要配慮者を入居させるオーナーに補助金を交付

入居者	低所得の高齢者、障害者、ひとり親家庭
居室要件	一般住宅は 25 m ² 以上（但、H23.7 月以前の着工住宅は 20 m ² 以上） シェアハウスは 12 m ² 以上
補助額	月額家賃の 1/2 以内の額（補助限度額 4 万円 / 戸）
補助期間	10 年間を限度とする

【補助割合の例】

・家賃 10 万円の場合

入居者負担	区補助金
6 万円	4 万円

(2) 「専用住宅」へのバリアフリー改修補助

「専用住宅」を改修するオーナーに補助金を交付

入居者	高齢者、障害者、ひとり親家庭
居室要件	一般住宅は 25 m ² 以上（但、H23.7 月以前の着工住宅は 20 m ² 以上） シェアハウスは 12 m ² 以上
補助要件	専用住宅としての登録期間 10 年間
補助額	改修工事に要する費用の 2/3 以内の額（補助限度額 100 万円 / 戸）

【補助割合の例】

・総工費 150 万円の場合

オーナー負担	区補助金
50 万円	100 万円